

※この法令は廃止されています。
平成二十五年法律第四十一号

目次	第一章 総則 (第一条・第二条) 第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置法 第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置 (第八条・第九条) 第四章 価格の表示に関する特別措置 (第十一条・第十七条)	第五章 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置 (第十二条・第十三条) 第六章 雜則 (第十四条・第二十条) 第七章 罰則 (第二十一条・第二十二条) 附則	第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、平成二十六年四月一日及び平成三十一年十月一日における消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げ（以下「今回の消費税率引上げ」という。）に際し、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の転嫁を阻害する行為の是正、価格の表示並びに消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別の措置を講ずることにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的とする。 (定義) 第二条 この法律において「特定事業者」とは、次に掲げる事業者をいう。
一般消費者が日常使用する商品の小売業を行なう者 （特定連鎖化事業（中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第二百一号）第十一一条第一項に規定する特定連鎖化事業をいう。）を行なう者を含む。）であつて、その規模が大きいものとして公正取引委員会規則で定めるもの（以下「大規模小売事業者」という。）	二 法人である事業者であつて、次に掲げる事業者から継続して商品又は役務の供給を受けるもの （大規模小売事業者を除く。） イ 個人である事業者 ロ 人格のない社団等 （法人でない社団又は財団で代表者は管理人の定めがあるものも）をいう。以下同じ。）である事業者		

ハ 資本金の額又は出資の総額が三億円以下である事業者
この法律において「特定供給事業者」とは、
次に掲げる事業者をいう。

一 商品若しくは役務の対価の額を減じ、又は商品若しくは役務の対価の額を当該商品若しくは役務と同種若しくは類似の商品若しくは役務に対し通常支払われる対価に比し低く定め

2 公正取引委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
（勧告に係る違反行為についての私的独占禁止法の適用除外）

二 事業者が大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハまでに掲げる事業者

二 前項第二号イからハまでに掲げる事業者が同一の特定事業者に継続して商品又は役務を供給する場合における当該同号イからハまでに掲げる事業者

二 この法律において「中小事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに當時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに當時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

第二章 特定事業者による消費税の転嫁の拒否等の行為の是正に関する特別措置

第三条 特定事業者は、平成二十六年四月一日以後に特定供給事業者から受ける商品又は役務の供給に関して、次に掲げる行為をしてはならない。

二 消費税の転嫁を拒むこと。

二 特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させ、又は自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 商品又は役務の供給の対価に係る交渉において消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申出を拒むこと。

四 前三号に掲げる行為があるとして特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官に対しその事實を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること。
(指導又は助言)

第四条 公正取引委員会、主務大臣又は中小企業庁長官の請求

第五条 主務大臣又は中小企業庁長官は、第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従つて適当な措置をとるべきことを求めることができ。ただし、次に掲げるときは、当該求めをするものとする。

一 当該行為が多数の特定供給事業者に対して行われていると認められるとき。

二 当該行為によつて特定供給事業者が受けける不利益の程度が大きいと認められるとき。

三 当該行為を行つた事業者が第三条の規定に違反する行為を繰り返し行う蓋然性が高いと認められるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する重大な事実があると認められるとき。

(勧告及び公表)

第六条 公正取引委員会は、特定事業者について第三条の規定に違反する行為があると認めるときは、その特定事業者に対し、速やかに消費税の適正な転嫁に応じることその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

第七条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。）第二十条及び第二十一条の規定は、公正取引委員会が前条第一項の規定による勧告をした場合において、特定事業者がその勧告に従つたときに限り、特定事業者のその勧告に係る第三条の規定に違反する行為については、適用しない。

第三章 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

(事業者の遵守事項)

第八条 事業者は、平成二十六年四月一日以後における自己の供給する商品又は役務の取引について、次に掲げる表示をしてはならない。

一 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示

二 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減ずる旨の表示であつて消費税との関連を明示しているもの

三 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示であつて前号に掲げる表示に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

(準用)

第九条 第四条から第七条までの規定は、前条の規定に違反する行為について準用する。この場合において、第四条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣、公正取引委員会」とある「特定事業者」とあるのは「事業者」と、第五条中「見出しを含む。」中「主務大臣」とあるのは「公正取引委員会、主務大臣」と、同条中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条中「次に」とあるのは「第三号及び第四号に」と、同条ただし書第四号中「前二号」とあるのは「前号」と、第六条第一項中「公正取引委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、第七条の見出し中「私的独占禁止法」とあるのは「不当景品類及び不当表示防止法」と

人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

て同じ)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によること(その他の経過措置の政令への委任)百三十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税率の一郎を改正する等の法律（平成二十四年三月三十日法律第百四十二号）

附 則（平成二八年一一月二八日法律第
八五号）抄

（）の法律の失效）

前項に規定する日までにした第三条又は第八条の規定に違反する行為については、第四条から第七条までの規定を適用して行う。

かわらず、同日後も、なおその効力を有する。
第一項に規定する日までにした行為及び前項

る。

4 前二項に規定するもののが、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日) 二〇一一年六月一日

附則（平成二七年三月三一日法律第九号抄）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第一百三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において